ふるさと回帰対策事業助成金交付要綱

(助成金の目的)

第1条 公益財団法人徳島県市町村振興協会は、県と市町村で組織する「とくしま」ふるさと回帰推進協議会(以下「協議会」という。)が実施する、ふるさと回帰対策事業に係る市町村の負担金について、この要綱に定めるところにより、市町村に対し助成金を交付する。

(助成対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、協議会が実施する事業のうち、地方 財政法第32条の総務省令で定める事業として公益財団法人徳島県市町村振興 協会理事長(以下「理事長」という。)が特に必要と認めた事業とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、毎年度予算の範囲内で定める。

(助成金の交付申請及び請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする市町村長は、助成金交付申請書兼請求書 (様式第1号)を理事長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び交付)

第5条 理事長は、前条の規定による様式第1号の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付決定を行うとともに、助成金を交付するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関し必要な事項は、理 事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。